

第5章

くらしの復興

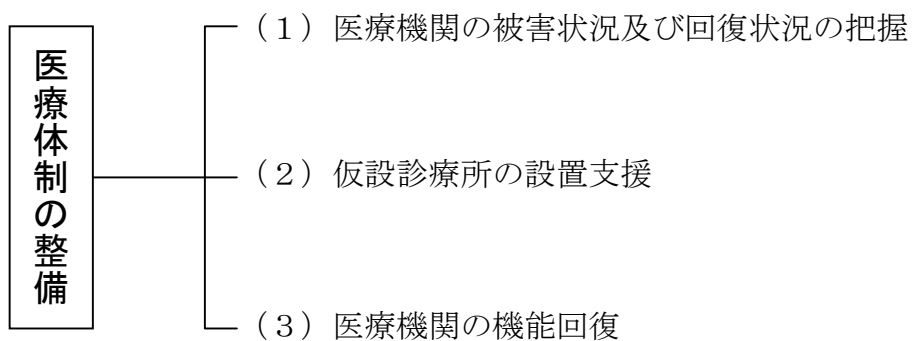
空白

第5章 暮らしの復興 第1節 医療体制の整備

■趣旨、基本的な考え方

復旧・復興期において必要な医療機能が早期に確保されるよう、地域医療体制の機能回復及び再建支援を行うとともに、医療機関の復旧状況に関する情報提供を行う。

また、医療機能の回復が遅れている地域や一時的な医療需要の増加が見られる地域には、仮診療所の設置などを検討する。



第5章 暮らしの復興 第1節 医療体制の整備

項目名	(1) 医療機関の被害状況及び回復状況の把握
<p>区全域の医療機関の機能回復に向け、被害の程度や必要な人材、物資の不足状況、医療機関周辺の被災状況について情報収集及び整理を行う。</p> <p>医療機関の再開の状況等について引き続き情報収集を行い、都へ報告する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況の把握	震災直後 3日間	災対救護 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○区内の開業医を中心とした医療機関の被災状況を医師会等との協力で調査する。 ○地域防災無線の利用により、後方医療機関の被災状況を確認する。 	○医療機関の再開情報を収集し、都民に提供する。
	3日～2カ月	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○上記と併せ、被害の程度や機能回復に必要な人材、物資の不足状況、医療機関周辺の被災状況（道路、街区等）についての調査も行う。 ○上記調査の結果は東京都へ報告する。 	○医療機関、診療科名、診療日時、住所、連絡先、連絡方法等の情報を保健医療情報センター「ひまわり」や消防庁テレホンサービスなどを利用して提供する。
医療機関再開状況の把握	3日間～	健康推進課	○医師会等との強力により調査を行い、回復状況を区が集計し、随時東京都に報告する。	
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第1節 医療体制の整備

項目名	(2) 仮設診療所の設置支援
復興期において、医療機関の復旧が遅れている地域や仮設住宅建設用地付近などで医療機関が不足している地域には、医師会や大規模病院の協力の下、必要に応じて仮設診療所を設置する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 仮設診療所の設置の必要性について検討	3日目 ～1週間	災対救護 福祉部	○医療機関の被災状況や応急仮設住宅の入居状況等から仮設診療所開設を検討する。	○医療需要の増加がみられる地域においては、区市町村に対して仮設診療所を一定期間設置することについて検討を要請する。
(2) 仮設診療所の設置場所の決定等	1週間 ～2週間	災対救護 福祉部	○応急仮設住宅内や区有施設、企業施設等、仮設診療所の設置場所を協議・調整する。	○区市町村において設置が必要と判断した場合には、国に設置に対して助成等を要請し、協議を行う。
(3) 医師会や大規模病院等の調整	2週間 ～3週間	健康推 進課	○仮設診療所への人材の派遣、医療物資の提供について、医師会、大規模病院へ要請する。 ○薬剤師会との協定等により、開設に必要な医療器材、医薬品を確保する。	○国への要請が認められた場合には、助成を受け、区市町村が仮設診療所を設置し、都はこれを支援する。 ○国への要請が認められない場合には、都が区市町村の仮設診療所設置を支援することにつき改めて検討する。
(4) 仮設診療所の設置		健康推 進課	○(2)で確保した場所に仮設診療所を設置する。	

留意事項

- ・円滑な仮設診療所の開設には、あらかじめ場所を決定し、医師会をはじめ、協力要請する各関係機関に周知することが必要である。

第5章 暮らしの復興 第1節 医療体制の整備

項目名	(3) 医療機関の機能回復
被災医療機関に対し、機能回復に必要な人材の派遣、医療機器や医薬品の提供を行う。また、早期再建が困難と思われる医療施設については、仮設診療所への人的協力を要請するとともに、再建費用に係る支援等を行い、区全域の医療機関の回復を図る。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況の把握	震災直後 1週間 ～2週間	災対救護 福祉部	○収集したデータをもとに被災状況別に支援リストを作成する。	○助成等を国に要請する。
人材、物資の確保	3週間 ～1カ月	健康推 進課	○医師会、大規模病院等への協力要請を行い、人材を確保する。 ○薬剤師会や救援物資により医薬品等を調達する。	
再建費用にかかる支援	2カ月～	健康推 進課	○国、都への再建費用の助成又は融資制度等の早期実現を要請する。	
留意事項				

■趣旨、基本的な考え方

震災により区民の生活環境は大きく変化することが予想されるが、この変化はとりわけ福祉施設入居者、高齢者、障害者等要援護者の心身に大きな被害を与え、新たな福祉需要が発生すると考えられる。

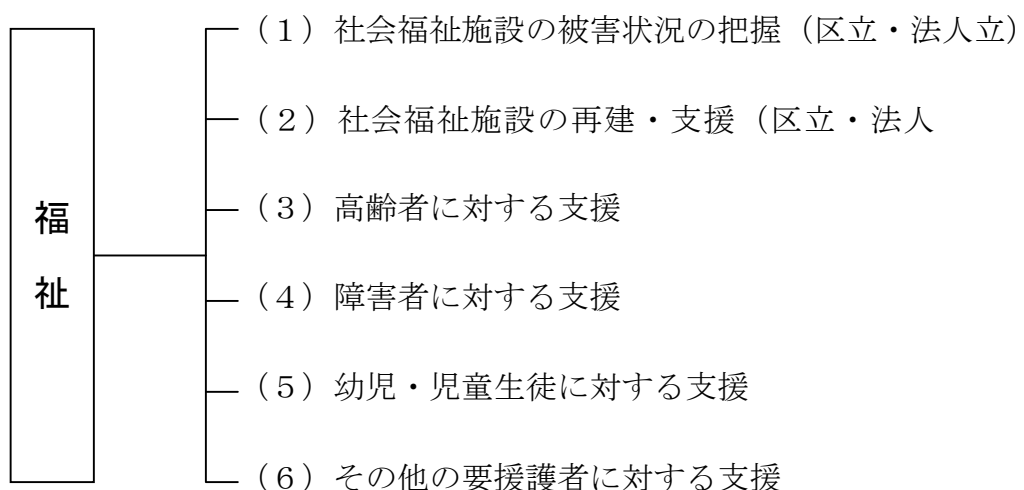
区としては、福祉施設の再建支援を図ると共に、要援護者に対し、状況に応じたきめ細かい対応を図り、このような被害を最小限にとどめ、震災前の生活に出来るだけ早く戻すように努める必要がある。

要援護者は、震災後も在宅で生活している者、仮設住宅に避難する者、施設に入所している者、震災を機に入所する者と分かれ、更に必要な支援の内容も異なり、被災後の経過により状況が変わっていくと考えられるが、それぞれのニーズを的確に把握し、地域の民生委員やボランティア、NPO団体などとの連携・協力を得て、適切に対応する。

在宅でサービスを受ける者については、サービス水準の低下を極力抑え、施設入所者については、適切な介護が受けられるように施設の速やかな復旧を支援したり、また、被害が大きい施設の入所者については、他の施設への転所が出来るように支援する。

■震災による影響の想定

要介護高齢者の自宅や入所している施設の被害が大きい場合、入所できる施設の確保が急務となる。区内にある施設のみでは対応できないことを想定し、東京都が行う都内や他の道府県の一時入所可能施設の情報提供を受け、速やかに入所決定できる体制を整備する。



第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(1) 社会福祉施設の被害状況の把握 (区立・法人立)
被災後増加が予想される福祉需要にこたえるため、特別養護老人ホーム、障害者福祉作業所、保育園など各種社会福祉施設の早期再建が図れるよう福祉施設の被害状況を把握する。	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 法人立施設の被害状況の把握についての事前調整。	各所管課	○あらかじめ、法人立の施設との間に被害状況の把握に関する事前調整をしておく。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 社会福祉施設の被害状況の把握	震災直後	災対救護福祉部	○区立施設 各施設管理者は、被災直後直ちに被災状況を調査し、担当に報告する。 担当は災害対策本部に報告する。	○区市町村立施設等の被害状況について報告を受け、関係各局に情報を提供する。
	震災直後～1週間後	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 保育課	○法人立施設 各施設の被害状況及び再開の可否、再開の時期について報告を求める。	
	2カ月後～	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 保育課	○被害状況を集約し、区立施設は都総務局、法人立施設については都福祉保健局に報告する。	
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(2) 社会福祉施設の再建・支援 (区立・法人立)
<p>各施設の被害状況の把握後、区立施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。</p> <p>法人立施設に関しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建の為の支援を国、都、区が協力して行う。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 施設の再開	震災直後～1週間	災対救護福祉部	○区立施設 被害状況の点検結果に基づき、施設の再開の判断を行う。軽微な修理、改修については応急的に業者と契約し対応する。	○社会福祉法人の設置する施設について ・国への助成の要請 ・都による独自措置の検討 ・応急修理の支援を行う。
(2) 区有施設復興計画(仮称)の作成	6カ月	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 保育課	○整備が必要な施設に関しては区有施設復興計画(仮称)を作成する。	
(3) 再建支援			○法人立施設 (1) 集約した被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。	
			(2) 被害状況を都福祉保健局へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。	
		高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 保育課	(3) 現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案し、都及び国へ助成要請を行う。	
			○収集した再開情報は適宜区民に周知する。	

留意事項

第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(3) 高齢者に対する支援
<p>高齢者は、自宅や施設の被害、被災後の生活環境の変化や心的ストレスにより健康状態が悪化する可能性がある。そこで区は、高齢者に対する各種の支援を行い、高齢者の健康状態を維持する。</p> <p>要介護状態になり施設へ入所する必要が出てきた高齢者や健康状態が悪化し病院への入院が必要になった高齢者に対しては、受け入れ先を確保するように努める。</p> <p>①在宅高齢者</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅サービスの維持、訪問支援体制の整備、緊急時の対応体制の整備を行う。 <p>②避難所生活高齢者</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉や生活全般の需要をきめ細かく把握し、医療福祉関係者、民生委員、福祉ボランティア、NPOと連携し、サービスの提供及びサービスの拠点の設置など適切に対応する。 <p>③仮設住宅生活高齢者</p> <ul style="list-style-type: none">・必要に応じ、高齢者等日常の生活上特別な配慮を必要とする者を収容し、ヘルパー派遣、入浴サービス及びデイサービス等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。・必要に応じ、ある程度まとまった高齢者が居住する仮設住宅については入浴サービス、デイサービスなどの福祉の拠点を整備する。 <p>④施設入所高齢者</p> <ul style="list-style-type: none">・被害が軽微な施設については、入所を支援し、被害が大きい施設については、一時的な転所に対する支援を行う。	

■震災後の行動（在宅高齢者）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 需要の把握	被災直後	災対救護福祉部	○被災後直ちに一人暮らし等要援護高齢者の自宅を回り、安否及び需要を把握する。	
(2) 高齢者の訪問支援の実施	被災後 1カ月以内	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 各保健福祉S.O.	○在宅の高齢者に対しては、民生委員等の協力を得て定期的な巡回を行い、健康状態を把握する。 ○要介護高齢者に対しては、サービスを提供する体制を速やかに再建し、被災前と変わらない水準の在宅福祉サービスを提供する。	

■震災後の行動（避難所生活高齢者）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 避難所における需要の把握	避難所設置後から 避難所解消まで	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 各保健福祉S.O.	○民生委員、ボランティア等の協力を得て、高齢者に対し、相談受付、聞き取り調査や簡単なアンケート等の方法により、需要の把握を行う。	
(2) 避難所における支援の実施	避難所設置後から 避難所解消まで	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 各保健福祉S.O.	○移動入浴車等を活用し、必要な支援を行う。	

■震災後の行動（仮設住宅高齢者）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 仮設住宅における需要の把握	仮設住宅設置後から避難所解消まで	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 各保健福祉S.O.	○民生委員、ボランティア等の協力を得て相談受付、聞き取り調査や簡単なアンケート等の方法により、需要の把握を行う。	
(2) 仮設住宅における支援の実施	仮設住宅設置後から避難所解消まで	健康福祉計画課 介護保険課 高齢福祉課 各保健福祉S.O.	○高齢者が多く居住する仮設住宅については、支援の拠点を整備し、支援を行う。	

■震災後の行動（施設入所高齢者）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被害状況及び需要の把握	被災直後	災対救護福祉部	○区内の高齢者福祉施設の被害状況及び入所者の状況を把握する。区立施設以外については、報告を求める。	
(2) 転所の支援	2週間以内	災対救護福祉部	○被害が大きい施設に入所している高齢者については、受け入れ施設を確保し、転所を支援する。	

第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(4) 障害者に対する支援
<p>身体障害者、精神障害者、知的障害者の様々な障害の状況に対応し、きめ細かい対応を図る。</p>	
<p>①共通</p>	
<ul style="list-style-type: none">・区は福祉ボランティアやNPO等と協力連携し、自宅、避難所、仮設住宅のいずれにおいても障害者が安心して暮らせる環境を整備する。・障害者施設の被害の状況に応じて、被害が軽微な場合は、現施設における生活が継続できるように支援を行い、被害が大きい場合は、一時的な転所に対する支援を行う。	
<p>②身体障害者への支援</p>	
<ul style="list-style-type: none">・避難所及び仮設住宅については、区画や住宅の位置、トイレ、浴室、階段廊下については車いす等を使用する身体障害者の利用に留意する。・聴覚障害者に対しては、手話通訳の確保や、文字による情報伝達を行う。・視覚障害者に対しては、点字や点字ブロック、音声を使った各種の情報伝達や施設の案内を行う。・内部障害者対応として、避難所や仮設住宅において必要な医薬品の確保を図る。	
<p>③知的障害者への支援</p>	
<ul style="list-style-type: none">・知的障害者や精神障害者（以下知的障害者等と略）を避難所や社会福祉施設に保護する場合は、家族や介護者（家族等と略）と一緒に避難させ、両者を一体として支援する体制を整える。	
<p>④精神障害者に対する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none">・症状の悪化を防ぐため、区は、区内の精神科医等と協力し、精神科救護所を設置し、医療の提供に努める。また通常時に近い福祉的援助や生活支援を行う。	

■震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被害状況及び需要の把握	被災直後	災対救護福祉部	<p>○区内の障害者福祉施設、通所施設の被害状況及び入所者、自宅生活者の状況を把握する。区立施設以外については、報告を求める。</p> <p>○被害が大きく入所を継続することが難しい施設については、入所者の転所を支援する。</p>	
(2) 避難所における受け入れ体制の整備	被災直後	障害福祉課企画調整課	○避難所における障害者の受け入れ体制を整備する。	
(3) 一部の障害者の一時入所の実施	被災後1カ月以内	障害福祉課	<p>○避難所あるいは仮設住宅における生活が困難になった障害者に対しては、受け入れ施設を確保し、一時入所を行う。</p> <p>○一時入所すべき障害者が多く、全員の受け入れが難しい場合は、障害の程度を勘案し、困窮度の高い障害者を優先的に一時入所させる。</p>	<p>○区に対し、一時入所可能な施設の情報を提供する。</p> <p>○区において、受け入れ施設が不足する場合は、区の要請により、都内での広域調整を行うとともに、他の道府県に対し、受け入れに関する協力を依頼する。</p>

第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(5) 幼児・児童生徒に対する支援
<p>親族が死傷した幼児や児童生徒に対し、支援を行う。</p> <p>①幼児に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育児童については、保育施設（保育園、児童館、学童保育クラブ等）の被害状況及び保育児童の被災状況を把握し、当面の保育サービスの提供を行いつつ、保育施設の再建を図る。 <p>②児童生徒に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により、家族と暮すことの出来ない児童生徒（要援護児童等と略）に対しては、速やかに親族の保護が受けられるように支援を行う。 ・親族の保護が受けられない要援護児童等に対しては、児童相談所等へ移送するまでの間、一時的に保護する。 ・学童保育クラブ利用児童については、当面の保育サービスの提供を行う。 	

■震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被害状況及び需要の把握	被災直後	災対救護福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の被害状況、保育児童等の被災状況を調査する。 ○施設の被害が大きく、保育が難しい場合は、周辺区の保育施設に一時入所の受け入れを要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一時入所可能な施設の情報を提供する。 ○一時入所の受け入れ要請に協力する。
(2) 緊急保育の実施	避難所設置段階（被災後2カ月以内）	子育て支援課 保育課	<ul style="list-style-type: none"> ○震災により保育を必要とする家庭に対して、避難所や児童館等において緊急保育を実施する。 ○震災前から保育を受けていた家庭に対しては、出来るだけ従前と同じレベルの保育を実施する。 	

■震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 要援護児童等の状況の把握	避難所設置直後	子育て支援課 保育課	○家族の保護を受けられない児童生徒を把握し、親族への連絡を支援する。 ○要援護児童の氏名、特徴を安否情報システム(第2章)で公表し、連絡を待つ。	
(2) 要援護児童等への支援実施	被災後2カ月以内	子育て支援課 保育課	○親族の保護を受けられない児童生徒については、児童相談所等へ移送するまで一時的に児童館や保育所で保護する。	
留意事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の授業再開にあわせて、放課後対策を実施する必要がある。 				

第5章 暮らしの復興 第2節 福祉

項目名	(6) その他の要援護者に対する支援
<p>妊産婦、乳幼児、難病患者等に対して、適切な支援を行う。</p> <p>①妊産婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災後も母子ともに安心して暮らせる環境を整備する。 ・避難所や仮設住宅に生活する妊産婦に対しては、医療関係者、ボランティア、NPO と協力し、相談体制や支援体制を整備し、医療の提供または必要な物品の支給など必要な支援を行う。 <p>②乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が死傷し、十分な保護が受けられない乳幼児については、保育所への緊急入所に努めるとともに、保護が必要な場合には児童相談所等と連携を図り、入所等の措置を行う。 <p>③難病患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の疾病等の状況に応じて、医薬品の確保、医療サービスの提供等出来るだけきめ細かい支援を行う。 	

■震災後の行動（乳幼児・妊産婦）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 妊産婦、乳幼児の被災状況の把握	被災直後	各保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○避難している妊産婦、乳幼児の状況を把握し、必要な支援の概要を整理する。 ○十分な保護が受けられない乳幼児については、入所等の措置を行う。 	
(2) 避難所における支援実施	避難所設置期間中	各保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○医療関係者、ボランティア、NPO と協力し、健康状態の把握、相談、必要な物品の支給、医療行為及びサービスの提供を行う。 	
(3) 仮設住宅における支援実施	仮設住宅建設段階（被災後2カ月）	各保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅において、相談、必要な物品の支給、医療等サービスの提供を行う。 	

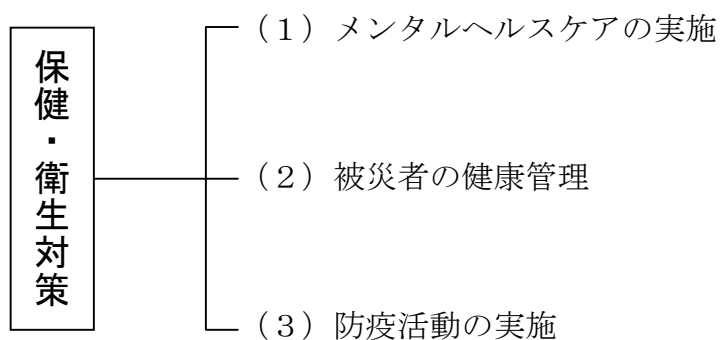
■震災後の行動（難病患者）

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
（１）被害状況及び需要の把握	被災直後	各保健センター	○避難所における相談や訪問調査により、難病患者等特別な配慮が必要な区民を把握する。	
（２）難病患者等への支援の実施	被災直後	各保健センター	○医療関係者と連携し、個人単位のきめ細かい支援を行う。	

■趣旨、基本的な考え方

被災者は、生活環境の変化や被災による心理的不安定な状況に陥りやすく、身体的及び精神的に変調をきたしやすくなっている。これらの対策としてメンタルヘルスケアや健康相談・健康管理を行う。

衛生対策としては、感染症の発生及び蔓延を防ぐ防疫体制をしっかりと行っていかなければならない。



第5章 暮らしの復興 第3節 保健・衛生対策

項目名	(1) メンタルヘルスケアの実施
被災者は、生活環境の変化や被災による心理的不安定な状況に陥りやすく、身体的及び精神的に変調をきたしやすくなっている。これらの精神的支援としてメンタルヘルスケアを行う。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 精神保健業務の拠点の設置	被災後3日目～	災対救護福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○「心の相談窓口」を保健所に設置し、専門スタッフの配置を行う（精神科医師、保健師、精神保健福祉士等）電話相談等で健康相談チームの後方支援を行う。 ○健康相談チームは救護所等を巡回、不安の強い人は心の相談窓口を案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所・精神保健福祉センターを拠点に精神相談室を設置する。 ○巡回精神相談チームを編成し被災住民に対する相談体制を確立する。 ○精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。 ○精神保健医療に関する指揮命令及び連絡・調整は、福祉保健局長が定める者が行う。
(2) 精神保健相談の実施及び精神保健に関する普及啓発			<ul style="list-style-type: none"> ○精神科医療機関の再開情報や精神保健に関する必要な情報を速やかに広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○なお、メンタルヘルスケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者等救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことから、これらの人々に対するメンタルヘルスケアの実施
(3) 巡回精神保健相談	被災後2週間後～	各保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回精神保健相談チームを編成し、救護所等で精神保健相談を実施する。 ○ボランティアや区職員等、支援を行う者のメンタルヘルスケアも実施する。 	

<p>(4) 各保健センターを拠点とした精神保健相談及び心のケアに対する普及啓発の実施</p>	<p>被災後 1 ヵ月～</p>	<p>各保健 センター</p>	<p>○各保健センターを拠点とした精神保健相談の体制を再構築する。 ○心のケアに関する普及啓発を行う。</p>	<p>についても検討する。</p>
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災住民だけでなく、災害復興業務に従事している区職員、被災者を支援するボランティア等の人々へのメンタルヘルスも行う必要がある。 				

第5章 暮らしの復興 第3節 保健・衛生対策

項 目 名	(2) 被災者の健康管理
<p>被災住民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられ、東京都と協議し、健康相談を応急期に引き続き実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要援護者に対して配慮する。</p> <p>日常生活(食事・運動・休養など)面から助言を行い、被災住民の健康維持を支援する。また、医療機関の再開状況など住民の健康管理に必要な情報を速やかに広報する態勢を整備。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 保健師の派遣の受け入れ	被災直後～	災対救護 福祉部 各保健センター	○被災者の状況を把握し、東京都に他都道府県等からの保健師の派遣を要請する。	○災害時相互応援協定又は派遣職員の受入れ手続により、区市町村の要請に基づき、他道府県等から保健師の派遣を受け、必要な人材を確保する。
(2) 健康相談体制の整備	被災後 4日目～	災対救護 福祉部 各保健センター	○保健師による巡回健康相談を実施、被災住民の健康管理を行う。 ○ケアが必要な者を発見した時は、医療機関への受診勧奨を行う。	
(3) 食生活への支援	被災後 4日目～	災対救護 福祉部 各保健センター	○乳幼児、高齢者等に栄養的配慮がなされた食品配布を行うよう努める。	
			○避難所生活において、偏った食生活にならないよう、食事指導等を行う。	

留意事項

第5章 暮らしの復興 第3節 保健・衛生対策

項目名	(3) 防疫活動の実施
<p>震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、都や他区町村と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</p>	

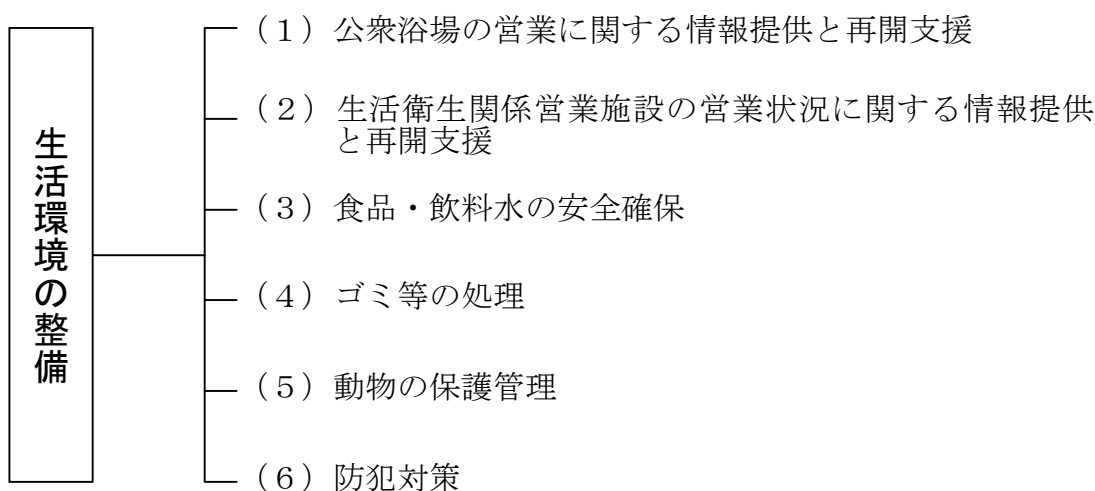
□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 防疫活動の実施	被災直後～	災対救護福祉部 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の消毒や避難所及び被災家屋等の消毒、そ族こん虫駆除を行う。 ○区は、状況に応じて防疫班を編成し、保健所長の指揮のもと、健康調査及び相談、避難所の防疫指導等を行う。また、状況に応じて隔離消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を行う。 ○被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に連絡する。 ○防疫活動の実施にあたり、状況に応じて目黒区医師会等に協力を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村の協力要請があった場合、その他必要と認めた場合は、防災組織の一部を動員して協力する。 ○防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会長又は地区医師会長に協力を要請する。 ○状況に応じて、防疫班、隔離消毒班及び水の安全パトロール班を編成し、出動させる。 ○区市町村が行う防疫活動を支援し、必要に応じて、他縣市との連絡調整を行う。 ○感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。
留意事項				

■趣旨、基本的な考え方

被災直後の区民には、身体の安全はもとより、一日も早く生活状態を震災前の状態に回復させ、安定した暮らしを取り戻す事が最重要課題となる。

特に入浴しにくい環境にいる被災者の入浴を支える公衆浴場や生活衛生関係営業施設の早期再開が望まれる。またゴミの処理、動物の保護、防犯対策なども早期の再開、再構築が必要である。



第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

項目名	(1) 公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援
<p>震災直後から復旧期にかけては、被災者等の入浴が困難である。このため区では公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報提供を行う。</p> <p>早期に営業の再開が可能な公衆浴場に対し、衛生管理指導、営業に関する相談、融資の拡大等の検討により再開支援を行う。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
公衆浴場の営業状況の把握と情報提供	震災直後	災対救護福祉部	○公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報を提供する。	○保健所、公衆浴場業生活衛生同業組合と協力して公衆浴場の営業状況を把握し、都民に対して情報提供する。
公衆浴場の再開支援	被災後1カ月～	生活衛生課 産業経済課	○再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。 ○また、被災した公衆浴場に対して行う融資の拡大も検討する。	○再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。 ○被災した公衆浴場に対しては給水・重油の確保あるいは融資等により営業再開の支援を行う。

留意事項

- ・ 銭湯空白地域では、高齢者福祉施設等の入浴施設の使用も考慮する。

第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

項目名	(2) 生活衛生関係営業施設に関する情報提供と再開支援
<p>復旧期において、被災者の衛生の確保等から、生活衛生営業（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）を行う施設の利用の要望が発生すると考えられる。このため、営業状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。また、仮設営業等早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、衛生指導等相談を通じて再開支援を行う。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 営業状況の把握と情報提供	概ね被災後 1週間～	災対救護 福祉部 生活衛生課	○各生活衛生同業組合（東京都理容生活衛生同業組合 目黒支部等）と協力して理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、区民に対して情報提供する。	
(2) 再開支援	被災後 1週間～	生活衛生課	○被災した理・美容所、クリーニング所及び飲食店等に対しては融資等により営業再開の支援を行う ○理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。	
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

項 目 名	(3) 食品・飲料水の安全確保
<p>水道設備の復旧の遅れ等により、通常は飲用としていない水を飲まなければならない事等が想定される。このため、震災直後の応急期同様に飲み水の安全確保を行う。</p> <p>また、設備の不十分な状態での調理、食品の配布・管理等により、健康被害が発生しないよう、震災直後の応急期同様に引き続き食品衛生に関する監視・指導を行う。</p> <p>なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 飲料水の安全確保	震災直後～	災対区民生活部 税務課	○飲み水の安全・衛生を確保するため、消毒及び消毒効果の確認の実施並びに区民への指導を行う。	
(2) 食品の安全確保	震災直後～	災対救護福祉部 生活衛生課	○被災後の生活における食品の安全確保のため、避難所での食品の安全確保を含め、食品衛生に係る巡回指導、啓発を行う。 ○避難所等において食品等による食中毒が発生した場合、関係機関と情報交換を行い原因究明等を行う。また、指導、啓発の徹底を図り被害拡大防止に努める。	
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

項 目 名	(4) ゴミ等の処理
<p>被災時には家屋の倒壊や火災の発生等により大量のごみが発生する。また、断水や下水道機能の損壊等により、水洗トイレが使用不可になった場合のし尿対応も必要になる。</p> <p>避難所に避難を要しない在宅被災者から発生するごみ及びし尿を円滑かつ迅速に処理するために、他の部署、関係機関と連携を図り、区民の健康と衛生的な環境を保持するための体制を確保していく必要がある。</p>	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手 順 と 方 法	東京都の動き
ごみの臨時集積所の候補地リストの作成	ごみ減量課	○ごみの臨時集積所の候補地を決めておく。(原則は公有地とする)	
区内浄化槽清掃業者と協力協定を締結	ごみ減量課	○し尿処理については、区内浄化槽清掃業者と協力協定を締結し、車両等を確保する	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手 順 と 方 法	東京都の動き
(1) 情報収集	被災後直後	災対環境清掃部	○事務所・事業所施設及び機材(車両)等の被害状況を確認する。 ○区内道路の被害状況を把握する。	○ゴミ収集のルート確保のため道路、橋梁等の被害状況を調査する。 ○一部事務組合から工場の被害状況を確認する。

<p>(2) 処理体制の整備</p>	<p>被災 1～3日後</p>	<p>災対環境 清掃部</p>	<p>○在宅被災者への対応。 ・風呂の残り水等の利用 ・震災時生活用水井戸の利用 ・マンホールトイレの活用 ○避難所の上下水道機能使用の可否、破損状況を確認する。 ○避難所の参集状況を確認し、ごみ収集運搬体制及びし尿処理体制を確立する。 ○一般家庭ごみ、事業系ごみの臨時集積所を確保、ごみ収集ルートを作成する。 ○排出マナー（分別の徹底）や不法投棄防止等について周知する。 ○必要に応じて区内浄化槽業者へ収集を依頼する。 ○ごみ及びし尿の収集・運搬・処理を行う。</p>	<p>○水道局から区内の断水地域の確認。復興状況を把握する。 ○下水道局から下水道管渠の被害状況を確認し、し尿投入先及び搬入先を調整する。 ○清掃協議会等と協議し、臨時車両等の配車要請、搬入先の調整をする。</p>
--------------------	---------------------	---------------------	---	---

留意事項

- ・ごみの臨時集積所の候補地の条件として
 - ア. 最低限2 t級車両の進入が可能であり、できれば複数ルートがとれること。
 - イ. 地盤の良いところ（液状化現象への対応）。
 - ウ. 通常時の搬入ルートに近いこと。
 - エ. 発火、臭気、埃等の衛生対策を考慮すること。

第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

項 目 名	(5) 動物の保護管理
<p>震災直後の避難所での同行避難動物については、衛生的な飼育管理を指導する。また、飼育されていた犬、猫等の動物が放浪する事による区民への危害発生及び感染症の発生防止策を講じる事も必要である。</p> <p>また、負傷動物の救護及び同行避難動物収容施設における飼育管理指導・公衆衛生上の支援を行う必要もある。</p> <p>復興期においては同行避難者の復興に合わせて、避難所における飼育管理指導・公衆衛生上の支援活動は徐々に縮小する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 同行避難	震災直後～	災対避難所運営部 災対救護福祉部	○避難所では同行避難動物の状況等により、動物の収容場所を指定する。 ○また、動物の放浪等による区民への危害や感染症防止のため、動物保護班を編成する。	○都動物愛護相談センターとの連絡調整を行う。
(2) 獣医師会等との連携		災対救護福祉部	○必要に応じ、獣医師会等に動物保護の協力を要請する。	○東京都動物愛護相談センターと情報交換をし、特定動物の対応を依頼する。
(3) 動物病院の被災状況の把握		災対救護福祉部	○獣医師会と連絡をとり動物病院の被災状況を把握する。	
(4) 動物病院再開状況の情報提供	1カ月	生活衛生課	○獣医師会と連絡をとり動物病院の再開状況を把握し、区民へ情報提供をする。	
(5) ボランティア団体との協力	1カ月	生活衛生課	○ボランティア団体と協力しながら、動物の適正な管理を指導する。	○ボランティア団体と連絡調整

<p>(6) 避難者の復興状況の把握と支援活動の縮小</p>		<p>生活衛生課</p>	<p>○避難者の復興状況と同行避難動物数を把握し、その状況により、支援活動を縮小する。</p>	
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主不明の動物については、東京都動物愛護センターやボランティア団体と調整の必要がある。 ・ 避難が長期化したときの動物の収容場所については、東京都や関係団体と調整する必要がある。 				

第5章 暮らしの復興 第4節 生活環境の整備

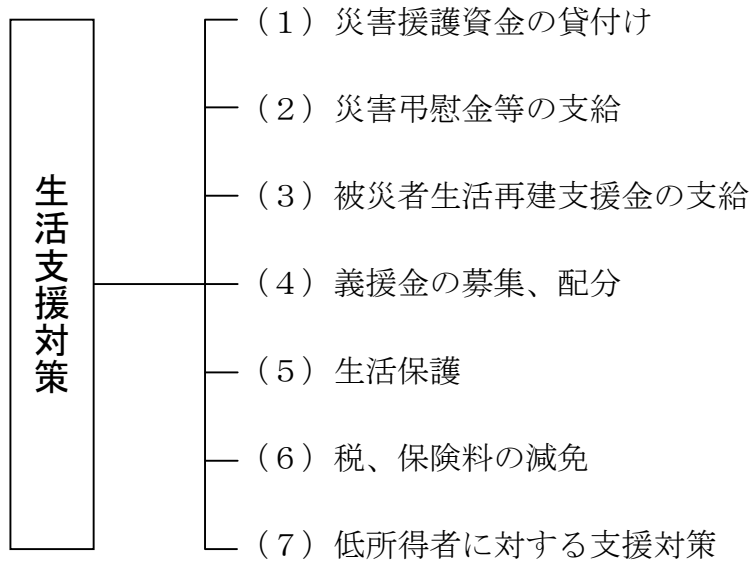
項目名	(6) 防犯対策
<p>震災後は、居住者の減少等により一時的に治安が悪化し、盗難等の犯罪の発生が増える可能性がある。区は、区民の生命財産を守るため、警察や町会等と協力し、防犯パトロールの実施等犯罪を抑止する対策を行う。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 防犯対策の実施	被災後 2週間～	総務課 土木工事課	<p>○区は、大被害地区を中心に、警察、町会、自治会等と連携し、防犯パトロールを実施する。必要に応じて現地に防犯のための臨時の拠点の設置を検討する。</p> <p>○街路灯の復旧を急ぐ。</p> <p>○大被害地区以外の地区については、区民に防犯の注意を呼びかける。</p>	
(2) 仮設住宅における防犯	仮設住宅設置後（被災後2カ月～）	総務課	○仮設住宅がまとまって立地する地区において、防犯対策を実施する。	

<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/>事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災後の防犯対策について、警察等の関係機関、団体との事前協議の協力を依頼する。

■趣旨、基本的な考え方

災害救助法の適用を受ける被害の発生により、被害を受けた区民に対して必要な生活資金の貸付けや災害弔慰金の支給、義援金の配分、税保険料の減免等により、区民の福祉及び生活の安定を図る。



第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(1) 災害援護資金の貸付け
災害救助法の適用を受ける自然災害の発生により被害を受けた世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 災害援護資金の貸付け	被災直後～	災対救護福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用を受ける規模の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯(所得制限あり)に対し、災害援護資金の貸付けを行う。(世帯主の負傷の程度あるいは住居等の損害の程度により貸付限度額は異なる。目黒区地域防災計画参照) ○職員応援体制の要請を行う。 ○申請書等手続き関係書類の準備をする。 ○制度の周知を図る。(救護所での掲示、チラシ、区報等) ○根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ○金融機関への貸付の要請を行う。 ○震災発生直後、金融機関に緊急の小口貸付を要請する。 ○緊急に資金の融資を受けることが困難な世帯に対しては、国の通知に基づき、都社会福祉協議会の主体による、生活福祉資金特例貸付を実施する。 ○低所得者世帯のうち他から融資を受けることができない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯に対して都社会福祉協議会の主体により生活福祉資金(災害援護

<p>(2) 応急福祉資金の貸付け</p>	<p>被災直後～</p>	<p>災対救護福祉部</p>	<p>○応急に必要とする資金の調達が困難なものに対して応急福祉資金の貸付けを行う。(目黒区地域防災計画参照) ○職員応援体制の要請を行う。 ○根拠法令 ・目黒区応急福祉資金貸付条例 ・目黒区応急福祉資金貸付条例施行規則</p>	<p>資金(災害援護資金)の貸付けを行う。</p>
<p>(3) 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付け</p>		<p>災対救護福祉部</p>	<p>○東京都社会福祉協議会が主体の生活福祉資金(災害援護資金)について、区の社会福祉協議会が窓口となって受付をする(目黒区地域防災計画参照) ○制度の周知を図る。(救護所での掲示、チラシ、区報等)</p>	
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の負傷診断書は迅速な発行に努める。 ・迅速な被災証明発行体制を整備する。 ・貸付資金の財源を確保する。 ・職員の応援体制の確保及び被災台帳を整備する。 ・振込先となる金融機関と支払い体制の調整を行う。 ・当座の貸付希望に対処する。等の整備が必要とされる。 				

第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(2) 災害弔慰金等の支給
被災者や被災世帯の福祉及び生活の安定を図るため、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 災害弔慰金の支給	被災後 1～2カ月以内	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。(目黒区地域防災計画参照) ○区報等により制度の周知を行う。 ○重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況確認について、他区市町村などに確認を行う。 ○支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じる等口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払い等を検討する。 ○支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を深め、協力を要請する。 	○他区市町村間において死亡者及び遺族の状況確認を行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ○職員応援体制の要請を行う。 ○根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 	
(2) 災害障害見舞金の支給	被災後 1～2カ月以内	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。(目黒区地域防災計画参照) ○手順については(1)に準ずる。 ○職員応援体制の要請を行う。 ○根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例 ・目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 	
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弔慰金の受給対象者である遺族等の調査を行う必要がある。 ・引換券方式の取扱いに関しては金融機関との調整が必要である。 				

第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(3) 被災者生活再建支援金の支給
<p>自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、その自立した生活の開始を支援するため、都が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被災者生活再建支援金（国制度）の支給	被災直後～	災対救護福祉部	<p>○被災世帯から提出された申請書のとりまとめ、報告書のとりまとめ（実績報告書提出における清算の場合）を行い、都に送付する。</p> <p>○実施主体：目黒区</p> <p>○貸付条件の詳細：国の通知による。</p> <p>○職員応援体制の要請</p> <p>○根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 ・被災者生活再建支援法施行令 ・被災者生活再建支援法施行規則 	<p>○各区市町村からの申請書、報告書（実績報告書提出における清算の場合）をとりまとめ、基金へ送付する。</p>
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(4) 義援金の募集、配分
<p>被災地には被災直後から都、区市町村、日本赤十字社に義援金品が寄せられることが予想される。寄せられた義援金品は、公平かつ公正に配分する必要があるため、東京都・日赤・区市町村・関係機関等で構成する義援金募集配分委員会が東京都復興本部に設置され、受付、保管、配分等を行う。</p> <p>区は、東京都と連携し、義援金交付申請や配分に関する事務を行う。なお、義援品については応急期に概ね終了するものとし、ここでは取り扱わない。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 災害義援金の配分	被災直後～	災対区民生活部	○義援金品の募集についての情報収集をする。	<p>○震災直後から銀行等の金融機関に東京都福祉局義援金品対策部長名義の普通預金口座を開設し、義援金の受付を行う。</p> <p>○受け付けた義援金は、義援金品募集配分委員会が設置された時点で、同委員会に送付する。</p> <p>○義援金の交付申請の受付期間は、被災者数やり災証明の発行に係る時間を考慮して定める。</p> <p>○交付対象基準等を含めた配分計画を義援金品募集配分委員会で通知する。</p>
	被災後 1～2週間以内	地域振興課	<p>○東京都の義援金品交付対象基準等に従い、交付申請受付事務の計画を立てる。</p> <p>○東京都の基準に従い、義援金品の交付申請の受付事務を行う。</p> <p>(1) 情報提供は区報や報道機関への発表等を通じて行う。</p> <p>(2) 必要に応じて人的支援を東京都に要請する。</p>	
			<p>○交付申請受付結果を東京都福祉局へ報告する。</p> <p>○必要に応じて、再度り災調査等を行う。</p>	○配分計画に基づき、義援金を区市町村に配分する。

	震災後 3カ月	地域振興課	<p>○都から送金された義援金を配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</p> <p>○支給は金融機関からの口座振替等で行う。</p>	○義援金の募集期間は災害救助法の適用期間とする（災害救助法が適用されない場合は被災後3カ月を基本とする）。
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(5) 生活保護
自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって生活が困窮する区民には新たに生活保護の対象として、保護を適用する。	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 管轄外地避難者の処遇	生活福祉課	被保護者が他自治体に避難した場合、保護の停止や移管等の処遇をどうするのか検討する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 要保護者対策	被災直後～	災対救護福祉部	○地域福祉需要調査や保健師による応急仮設住宅全戸訪問の結果、保護が必要と思われる者が把握された場合、又は地域住民等から保護が必要と思われる者の情報提供を受けた場合には、ケースワーカーによる訪問を実施する。 ○必要に応じ都に状況を報告する。	○区市町村からの要保護者の発見報告に基づき、被災の実態に即した保護の適用を指導する。

留意事項

第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(6) 税・保険料の減免
<p>自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者にあつては、税（特別区民税、軽自動車税等）の減免、徴収猶予、国民健康保険料の減免、国民年金保険料の免除を受ける事ができる。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 税の減免	被災直後～	災対区民生活部 税務課	1) 期限の延長 公示により、地域・期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する事ができる。 2) 徴収猶予 被害を受けた納税義務者が区税を一時的に納付する事ができないと認められる時には申請に基づき1年以内において、徴収を猶予する事ができる。 3) 滞納処分の執行停止等 滞納者が被害を受けた場合は滞納処分の執行停止等の措置がとられる。 4) 減免 特別区民税、軽自動車税において、納税義務者の状況に応じて減免が行える。	

<p>(2) 国民健康保険料の減免</p>	<p>被災直後～</p>	<p>国保年金課</p>	<p>1) 減免 被災の状況に応じて保険料の減免を行う事ができる。</p> <p>2) 徴収猶予 被害を受けた納税義務者が保険料を一時的に納付する事ができないと認められる時には申請に基づき6カ月以内において、徴収を猶予する事ができる。</p>	
<p>(3) 国民年金保険料の免除</p>	<p>被災直後～</p>		<p>○被災した第一号被保険者は、国民年金法に基づき被災を理由とした保険料の免除の特例申請を行う事ができる。</p>	
<p>(4) 介護保険料の減免、サービス利用料の免除</p>	<p>被災直後～</p>	<p>介護保険課</p>	<p>1) 減免 被災の状況に応じて保険料の減免を行う事ができる。</p> <p>2) サービス利用料の免除 被災の状況に応じてサービス利用料の免除を行う事ができる。</p>	
<p>留意事項</p>				

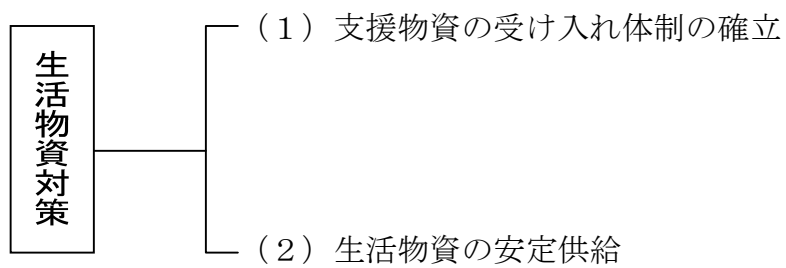
第5章 暮らしの復興 第5節 生活支援対策

項目名	(7) 低所得者に対する支援対策
<p>低所得者は、震災によって居住していた住宅が損害を受けたり、職場が被害を受ける事により、生活が困窮する可能性がある。そのため、区は、低所得者の困窮度に応じて、適切な対応・支援を行う。</p> <p>※生活資金の貸付け、義援金の支給については、当該する節を参照</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 需要の把握	被災後 2週間～	生活福祉課	○担当者は、避難所や相談窓口における低所得者からの生活相談を基に、その内容に応じて、担当所管を案内する。また、支援が必要な低所得者の概数と必要な支援の内容を把握し、震災復興本部に報告する。	
(2) 就職支援の実施	被災後 2週間～	観光・雇用課	○職場が被害を受け、職を失った区民に対しては、ハローワーク等と連携して、再就職を支援する。	
(3) 公営住宅のあっ旋	被災後 1カ月～	住宅課	○被災者の生活がある程度安定した段階で、仮設住宅に入居しても、住宅の再建が難しい区民に対しては、公営住宅への入居をあっ旋する。	
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に対する支援内容を整理する。 				

■趣旨、基本的な考え方

震災が発生した場合には、被災直後から多くの支援物資が寄せられると予想される。寄せられた支援物資は効率的かつ適切に被災者に届ける必要があるために、支援物資の受け入れ体制を確立する事が重要である。また、生活物資の安定供給を行うための調整も重要である。



第5章 暮らしの復興 第6節 生活物資対策

項目名	(1) 支援物資の受け入れ体制の確立
<p>震災が発生した場合には、被災直後から都や全国の自治体、団体、個人から多くの支援物資が届く事が予想される。被災者に効率的かつ的確に支援物資が届くためには支援物資の受け入れ体制を確立する必要がある。</p> <p>膨大な作業量となるため、区職員だけではなく、全国から集まるボランティアを中心とした支援物資の受け入れ、配分体制の確立が必要となる。</p>	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
支援物資の保管場所の確保		支援物資の保管場所の検討（第一保管場所は総合庁舎とし、その他被災者への対応ができるように地域別に設定）する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 支援物資の受け入れ	被災直後～	災対救護福祉部	<p>○事前に検討しておいた支援物資保管場所（目黒区総合庁舎等）に支援物資を保管・管理する。</p> <p>○ボランティアを中心とした支援物資の受け入れ、管理体制を確立する。</p>	
(2) 適切な支援物資の配分	被災後1～2週間以内～	生活福祉課	<p>○被害状況や支援物資の内容に応じ、支援物資を適切に配分する。</p> <p>○不足している支援物資については、都に配分を要請する。</p> <p>○ボランティアを中心とした支援物資の配分体制を確立する。</p>	○義援金品配分委員会を設置する。

留意事項

- ・総合庁舎等のスペースが不足する場合、地域的な被害の分布を想定し、新たな場所を確保する。
- ・車両の調達は総務課が行う。区保有車が調達できない場合は、災害時協定を締結している東京都トラック協会目黒支部、その他指定する業者から車両等を調達する。
- ・区職員だけでは賅いきれない作業量になるため、ボランティアを中心とした支援物資の受け入れ、管理、仕分け体制を早急に確立しなければならない。第2章第7節ボランティア、NPO活動の支援参照。

第5章 暮らしの復興 第6節 生活物資対策

項目名	(2) 生活物資の安定供給
<p>震災が発生した場合、生活必需品の入手が困難になると予想される。そこで、区で被害の程度に応じて支給品目を決定し、それぞれの調達計画に基づき調達する。</p>	

□震災前の行動

具体的行動名	担当	手順と方法	東京都の動き
業界団体、事業者との協定等による生活必需品調達	子育て支援課	○業界団体、事業者との協定等による生活必需品調達の内容検討を行うしておく。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 生活物資の調達	被災後 1～2週間以内～	生活福祉課 子育て支援課	○生活物資が不足する場合には、東京都へ物資の調達を要請する。 ○被災地内での調達が適当と判断された物は独自に調達を行う。	○区市町村からの物資調達要請を受け、物資を調達する。
(2) 生活物資の集積、仕分、搬送	被災後 1～2週間以内～	生活福祉課	○都からの物資は指定する集積地まで都が運び、そこから区が各被災者へ搬送する。 ○全国から多種大量の支援物資が集中する場合、集積場所を確保するとともに、仕分や搬送に相当の人員を要するため、ボランティア等の活用を図る。	
(3) 生活物資の配布	被災後 1～2週間以内～	生活福祉課	○配布は公平・円滑に行うこととし、災害要援護者に優先的に配布する。	

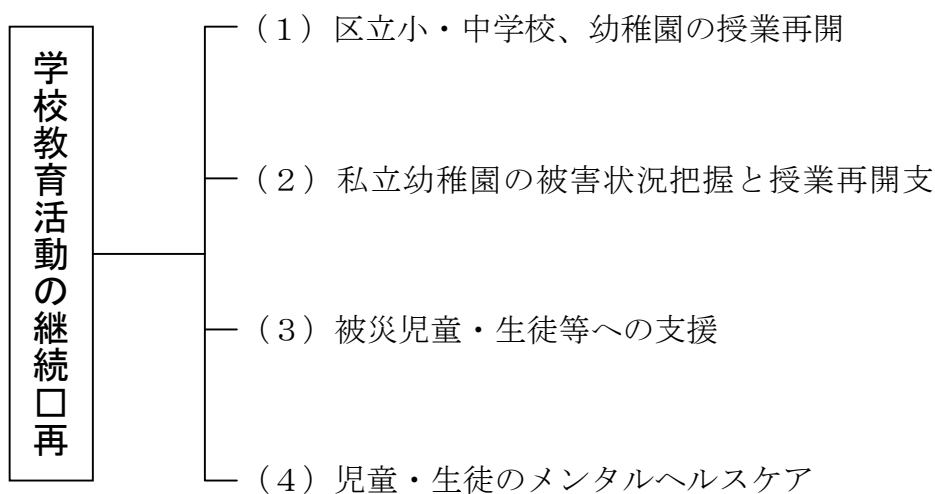
留意事項

- ・区職員だけでは賄いきれない作業量になるため、ボランティアを中心とした体制を早急に確立しなければならない。第2章第7節ボランティア、NPO活動の支援参照。

■趣旨、基本的な考え方

震災直後の緊急対応が一段落した後の復旧・復興期には、児童・生徒の教育の場である学校施設等の再建が重要となる。

児童・生徒が早期に教育を受けられる環境を取り戻すため、ハード面の復旧、安全確保、教科書・文房具等の支給、メンタルヘルスキアの相談窓口の開設等を行うとともに小・中学校、幼稚園の早期再開を目指す。



第5章 暮らしの復興 第7節 学校教育活動の継続、再開

項目名	(1) 区立小・中学校、幼稚園の授業再開
学校施設の再建状況や教職員の体制、児童・生徒・園児の通学時の安全確保等を判断し、授業や給食の早期再開を行う。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 授業等の再開の決定	震災直後～早期	災対避難所運営部 企画調整課 指導課 学務課	○区内各地域の通学路・ライフラインの被害状況を調査するとともに、授業等の再開に向けての学校施設等の被害状況と安全対策を確認する。 ○授業等の再開に向けて教職員体制等の確保、児童・生徒の通学路の安全確保、ライフラインの復旧状況、使用可能な教室、給食施設の復旧状況、児童・生徒・園児・避難住民等の意識などを考慮のうえ、授業等の再開を教育委員会で決定する。 ○授業等の再開時期の決定を受け、保護者への周知を行うため、校長・園長は、教育委員会事務局と協議する。 ○学校の実情に応じて、授業等の再開時期を決定し、保護者に対して掲示・通知・電話などで周知する。	○広域地域・地区および隣接の地区の被害状況を把握し、授業再開時期を決定する。

(2) 応急教育計画の策定	早期	災対避難所運営部 企画調整課 指導課 学務課	○授業等の再開決定をうけ、学校・幼稚園における応急教育計画を定め、早期に正常な授業へ移行できる体制を確保する。	
(3) 仮設校舎の建設	早期	災対避難所運営部 企画調整課 指導課 学務課	○避難所に利用しているため教室が不足している学校が多い場合には、災害の状況をみて使用できる施設を把握し、授業再開について適切に対応していく。	○仮設校舎建設が補助の対象となるよう、国（文部科学省）に要請を行う。 ・現行制度では、国庫補助の対象となるのは校舎の建替え等の場合に限られているが、校舎の建替を伴わない仮設校舎建設の場合でも補助対象になるよう働きかけていく。
留意事項 ・災害の状況により、被害の少ない学校での合同授業も視野に入れ検討する。				

第5章 暮らしの復興 第7節 学校教育活動の継続、再開

項目名	(2) 私立幼稚園の被害状況把握と授業再開支援
私立幼稚園の被害状況を把握し授業再開の支援を行う。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 私立幼稚園の被害状況の把握	被災直後 ～1週間	災対総務部	○私立幼稚園から被害状況の報告を受け把握する。 ○東京都へ被害状況を報告する。	
(2) 私立幼稚園の授業再開支援	被災直後 1週間 ～1カ月	災対総務部 総務課	○私立幼稚園・東京都と協議し、必要な支援策を検討する。 ○助成が行われる場合には、制度の趣旨と内容を対象となる私立幼稚園に周知する。	○国による助成の対象となっていない個人立等学校法人以外の幼稚園への助成範囲の拡大や、対象となっている私立幼稚園への補助率のかさ上げ等を国に要請するとともに、必要な協議を行う。 ○私立幼稚園に対する復興基金による助成策を検討する。
留意事項				

第5章 暮らしの復興 第7節 学校教育活動の継続、再開

項 目 名	(3) 被災児童・生徒等への支援
被災児童・生徒等の失った教科書、就学に必要な文房具及び通学用品を支給する。また、一時的な転入学の手続きが迅速に行われるよう配慮する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被災児童生徒数を把握	震災直後	災対避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ○学校長は、震災のために学用品を失った児童・生徒数を把握し、教育委員会に報告。必要な数の把握が困難な場合には避難者数等から推測する。 ○教育委員会は、東京都教育庁に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都全体の学用品を必要とする被災児童・生徒数を把握する。 ○災害救助法第23条に基づき教科書を無償給与する。 ○必要な数の把握が困難な場合には避難者数から推測する。 ○必要な教科書の確保を特約供給所に依頼する。
(2) 文房具及び通学用品の給与	15日以内	学務課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則に定める額の範囲内において、東京都が一括して調達し、区が支給する。 ○災害救助法が適用されない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童・生徒に対して、学校でかかる費用の援助を行う。 	

<p>(3) 教科書の給与</p>	<p>1カ月以内</p>	<p>指導課</p>	<p>○災害救助法が適用された場合は、教科書は東京都が一括して調達し区が支給する。</p> <p>○災害救助法が適用されない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童・生徒には、教科書協会から教科書が寄贈されるので、この手続きを進める。それ以外の児童・生徒については、区で支給の準備を行う。</p>	
<p>(4) 転入学手続き</p>	<p>被災直後～</p>	<p>学務課</p>	<p>○住居の被災やライフラインの停止により、一時的にホテルや親族宅に避難した児童・生徒は最寄りの学校に転入学することになる。その場合、</p> <p>①住民票を移動しない、②保護者が同居しない、等の特殊な事情があるが、転入学の手続きを可能な限り柔軟な対応に努め、迅速に行う。</p>	
<p>留意事項</p>				

第5章 暮らしの復興 第7節 学校教育活動の継続、再開

項 目 名	(4) 児童・生徒のメンタルヘルスケア
<p>被災の影響は児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合が多く、その場合には一時的に学校生活を継続することが困難となることが想定される。特に、被災による家屋の損傷や保護者の死亡等で、生活基盤欠落に伴う生活不安や精神的なダメージをもつ児童・生徒の心のケアと相談体制の確保が必要である。</p> <p>そのため、児童・生徒が学校生活への早期復帰ができるよう、メンタルヘルスケアを行う「相談窓口」を個々の学校に開設する。また、スクールカウンセラーの支援・協力や保健所と連携をとりながら児童・生徒の心のケアを図る。</p>	

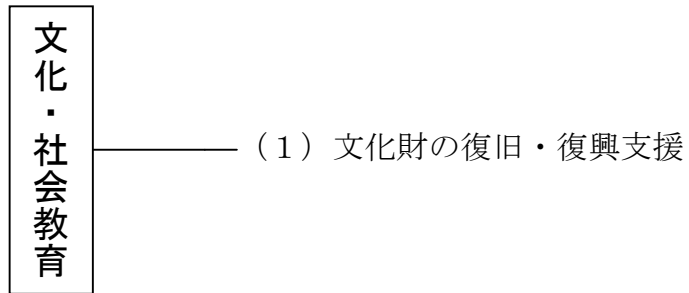
□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 相談窓口の開設	震災直後～早期	災対避難所運営部 企画調整課 指導課 学務課	○学校施設の再開を見計らい、家屋の損壊や生計維持者の死亡・失業等で生活基盤を確保できなくなった児童・生徒のメンタルヘルスケアを図る窓口を設置する。 ○災害による悩みごとや心配ごとについて、児童・生徒・保護者等からの相談を受ける「相談窓口」を学校内に設け、保健所と連携を図る。また、スクールカウンセラーの支援・協力を受けて、相談体制を充実する。(学校での相談業務は、教育に係わるものに限定。)	

<p>(2) メンタルヘルスカアの充実</p>	<p>早期</p>	<p>災対避難所運営部 企画調整課 指導課 学務課</p>	<p>○災害に伴ない家屋の損傷で家を失ったり、生計維持者の死亡・傷病等で生活基盤が確保できなくなった児童・生徒の生活不安や精神的な不安に対処する。</p>	
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談窓口」は、私立学校の児童・生徒も視野に入れて開設。 				

■趣旨、基本的な考え方

衣・食・住の緊急対応が一段落した後の復旧・復興期には、住民の生活の潤いとなる文化・社会教育のための文化財等の復興が重要となる。このため、文化財の復旧・復興支援を行う。



第5章 暮らしの復興 第8節 文化・社会教育

項目名	(1) 文化財の復旧・復興支援
区指定文化財、社寺、仏像、古民家等の破損等の被害に対し、早期の被害状況の把握と補修等の対応方法について検討する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 被害状況の調査	被災直後～	管理者 災対避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財に被害が発生した場合、管理者もしくは所有者は速やかに調査を行い、その結果を区指定の文化財では区教育委員会へ、都指定文化財であれば区経由で都教育委員会へ、国指定文化財であれば区・都を経由して文化庁へ報告しなければならない。 ○早期に、担当職員等により、文化財の被害状況を把握する。 ○建築物の倒壊や文化財散逸の恐れがある場合は、それぞれの状況に対応した緊急措置を講じる。 	
(2) 補修方法等の調査	被災後 1カ月～	地域学習課	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財現況調査を行い、補修方法等について所有者と調整する。 ○滅失等により文化財としての価値を失ったものについては、所有者の了承を得、指定・登録の解除手続きの準備を行う。 ○文化財案内標示板・標柱の状況把握と応急措置を講じる。 	

<p>(3) 復興・補修等</p>	<p>被災後 1カ月～</p>	<p>地域学習課</p>	<p>○補修等に経費を必要とするものに対しては、調査し、その予算を積算して経費の一部を補助する。</p> <p>○文化財保護審議会を開催し、諮問した後、教育委員会において文化財の指定・登録の解除を行う。</p>	<p>○文化庁へ報告する。</p>
<p>留意事項</p>				

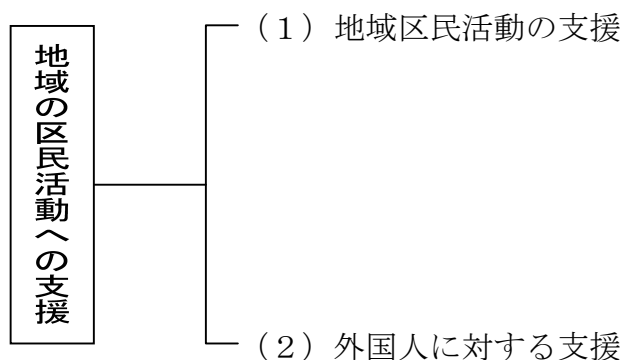
■趣旨、基本的な考え方

区民自らの力による復興は必要不可欠である。そのために区は、町会・自治会を含む住区住民会議等、地域区民活動の支援、地域区民活動との協働、情報収集に努めなければならない。また関係機関と連携、協力体制を整備し、無駄なく円滑に復興活動が行えるようにする必要がある。

それらの地域が早く被災前の活動状況を取り戻し、地域の復興に向けて取り組むことができるように区は、地域の自主性・自立性を尊重しつつ、住区センターや自治会館等の活動拠点の復興や活動自体への支援を行う必要がある。

また、目黒区には、多様な国籍からなる多数の外国人が居住しており、震災時に適切な支援を行うことが求められている。特に日本語を十分に理解できない外国人に対しては、適切な情報提供を行い、外国における被災の不安感を解消することが重要である。

そこで、区は区内に居住する外国人に対しても、適切な情報提供を行った上で、支援を行い、更に復興への協力を求めていく。



第5章 暮らしの復興 第9節 地域の区民活動への支援

項 目 名	(1) 地域区民活動の支援
<p>地域住民が話し合い、力を合わせることで地域復興には必要である。</p> <p>区は町会・自治会を含む住区住民会議を中心とする地域コミュニティが早期に被災前の活動を取り戻し、地域の復興に向けて取り組めるよう支援する必要がある。</p>	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 町会・自治会活動の状況調査	被災直後	災対区民生活部	○住区住民会議・町会・自治会へ被害状況、活動状況について調査を行い、必要とする支援について聞き取る。	
(2) 町会・自治会活動への支援内容検討	被災後 2週間～	地域振興課	○調査した被害状況及び活動状況に基づいて、支援内容を検討し、決定する。	
(3) 支援の実施	被災後 2週間～	地域振興課	○決定した内容に基づき、住区住民会議・町会・自治会への支援を行う。	

留意事項

- ・役員が、他地区へ避難するなどして機能できなくなったり、被災により住民構成が大きく変化したりなど、組織が弱体化した団体に対しては、どのような支援が有効なのか、特に検討しておく必要がある。
- ・地域コミュニティは、住民自らが活動しなければ機能しない。新たな自治会等の立ち上げを支援するときは、行政からの押し付けにならないよう注意しなければならない。

第5章 暮らしの復興 第9節 地域の区民活動への支援

項目名	(2) 外国人に対する支援
被災直後においては、外国人に対し避難所への避難を呼びかけ、避難生活に関する説明を行う。情報伝達の効率化を図るとともに、避難所または仮設住宅への入居に際しては孤立化を避けることに留意する。	

□震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法	東京都の動き
(1) 外国人被災状況の把握	被災直後	災対総務部	○担当者（必要に応じて通訳が同行）が区内の病院や避難所を回り、被災した外国人の状況を把握し、必要な支援の概要を整理する。	○外国人災害時情報センターを設置し、外国人が必要とする情報の収集及び提供を行う。
(2) 避難所における支援体制の構築	避難所設置直後	災対総務部	○ボランティア、NPO、在日外国人のネットワークと協力し、通訳の手配、情報提供体制、相談体制、支援体制を構築する。	
(3) 避難所における支援実施	避難所設置期間中	国際交流課	○避難所において、情報提供、相談、必要な物品の支給、必要なサービスの提供を行う。 ○外国人同士の助け合いのネットワークづくりを支援する。	
(4) 仮設住宅における支援実施	仮設住宅建設段階（被災後2カ月）	住宅課 国際交流課	○仮設住宅入居を希望する外国人に対しては、仮設住宅を提供する。 ○仮設住宅において、情報提供、相談、必要なサービスの提供を行う。	
留意事項				

空白